明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ロ　特定店頭オプション取引の取引期間及び期限を、顧客が、当該取引期間を通じて、権利行使期間、権利行使価格及び金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の実勢条件に基づき公正な方法により算出された対価の額で、かつ、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて、オプションの取得及び付与その他の取引を行うために必要かつ適切なものとすること。

第百二十三条第三項中「又は第二号」を「若しくは第二号」に改め、「係るもの」の下に「又は同号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係るもの」を加え、同条第四項中「又は同項第三号」を「、同項第三号」に改め、「限る。）」の下に「又は同項第四号に掲げる取引」を加え、同条に次の一項を加える。

6　第一項第二十一号の四の「特定店頭オプション取引」とは、店頭デリバティブ取引であって、法第二条第二十二項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第二号に掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引のうち、これらの取引に係るオプションが行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるものをいう。

第百四十三条第二項中「店頭金融先物取引」の下に「又は第百十六条第一項第五号イに掲げる取引」を加え、同条第三項中「第一項各号」を「第一項第一号」に改める。

第百四十五条第二項中「第百四十三条第三項」を「第百四十三条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十五年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に次の各号に掲げる取引につき業務を行っている金融商品取引業者等（金融商品取引法（以下「法」という。）第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次条において同じ。）については、この府令の施行の日（同条において「施行日」という。）から起算して四月を経過する日までの間は、当該各号に定める規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新令」という。）第百十七条第一項第二十九号ハ又はニに掲げる取引　同号並びに同条第十七項、第十八項及び第二十項

二　新令第百二十三条第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第三号に掲げる取引に該当するものに限り、これに類似する新令第百二十三条第五項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引（法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引に該当するものに限る。）　新令第百十七条第七項、第八項及び第十項並びに第百二十三条第三項及び第四項

三　店頭デリバティブ取引（新令第百十六条第一項第五号イに掲げる取引に該当するものに限る。）　新令第百四十三条第二項

第三条　この府令の施行の際現に新令第百二十三条第六項に規定する特定店頭オプション取引につき業務を行っている金融商品取引業者等については、施行日から起算して四月を経過する日までの間は、同条第一項第二十一号の四の規定は、適用しない。

第四条　この府令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　二七二円（本体二六〇円）　（配送料別）